## <u>22 鶴岡市と墨田区との防災応援相互協定書</u>

鶴岡市(以下「甲」という。)と墨田区(以下「乙」という。)とは、非常災害発生時における相互の援助協力について、次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 甲及び乙は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく防災業務に関し、この協定 に定めるところにより相互に援助協力を行うものとする。

(災害応急対策用物資及び資器材の供給援助)

- 第2条 甲及び乙は、双方のいずれかに非常災害が発生した場合において、災害応急対策用物資及び 資器材(以下「物資等」という。)が不足した場合、他方に供給援助を要請することができるものと する。
- 2 前項の規定により物資等の援助要請を受けた側は、別に定める要請内容にしたがって物資等を調達し、他方に可能な限り、これを供給するものとする。
- 3 前項の規定により供給する物資は、次に掲げるものとする。
- (1) 食料品
- (2) 生活必需品
- (3) 医療品等

(職員の派遣)

第3条 甲及び乙は、災害応急対策等の実施に必要となる職員の派遣を要請することができるものとする。

(収容施設の提供)

第4条 甲及び乙は、被災者の収容施設を確保する必要が生じた場合において、自己の施設のみでの 収容が困難なときは、他方に対し、その管理する施設の提供について要請することができる。

(応援の手続き)

- 第5条 応援を要請する側は、次の事項を明らかにし、電話又はファクシミリ等により応援を要請し、 後日速やかに公文書を送付するものとする。
  - (1) 被害の状況
  - (2) 物資等の品名、数量等
  - (3) 職種別派遣人員
  - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
  - (5) 応援の期間
  - (6) その他

(応援に要した経費の負担)

第6条 援助に要した経費(輸送費を含む。)は、要請側が負担するものとし、その額については、甲 乙協議して定める。 (その他)

第7条 この協定に定めない事項については、甲乙協議のうえ定める。

附則

この協定は、平成17年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

平成 17 年 11 月 1 日

甲 鶴岡市長

乙 墨田区長